令和７年度版

瑞浪市の環境

（令和６年４月１日～令和７年３月 31 日実績）

瑞浪市

目　次

第１章　瑞浪市の概況
１．位置・面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（１）広ぼう　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）市役所の位置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．人口・世帯の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３．産業別就業構造　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４．土地利用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５．気象の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第２章　大気環境
１．大気環境の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）二酸化硫黄（SO_2）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（３）光化学オキシダント（Ｏｘ）　・・・・・・・・・・・・・・・・５
第３章　水環境
１．水環境の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第４章　騒音・振動
１．一般地域（道路に面する地域以外の地域）の騒音の現況　・・・１０
２．道路に面する地域の騒音の現況　・・・・・・・・・・・・・・・１１
３．騒音・振動に係る特定工場等の設置状況　・・・・・・・・・・・１３
４．騒音・振動に係る特定建設作業の届出状況　・・・・・・・・・・１４
第５章　悪臭
１．悪臭の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第６章　ダイオキシン類
１．ダイオキシン類の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第７章　廃棄物
１．廃棄物の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２．ごみの減量化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（１）集団資源回収の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第８章　公害等通報と不法投棄
１．公害等通報の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
２．不法投棄対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（１）監視体制について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（２）不法投棄の回収状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

第９章　第３次瑞浪市環境基本計画
１．取り組み内容の達成状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

資料

第１章　瑞浪市の概況

瑞浪市（以下「本市」という。）は、岐阜県の南東部に位置し、土岐市、恵那市など３市２町に接しています。古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治・経済・文化が流入して栄えた歴史のあるまちです。現在は、東西に国道１９号、中央自動車道、ＪＲ中央本線などが整備され、名古屋駅へ鉄道利用で４９分の交通条件から、名古屋市の通勤圏となっています。中央自動車道瑞浪インターチェンジ周辺では、各種の文化・体育施設や公的研究機関の集積が図られています。また、面積の約７０％を山林が占め、緑豊かな自然を有した環境となっています。

１．位置・面積

（１）広ぼう

東西　14.3ｋｍ、南北　20.7ｋｍ、総面積　174.86ｋm^2

（２）市役所の位置

所在地　瑞浪市上平町１丁目１番地、海抜　159m、

東経　137 度 15 分 27 秒、北緯　35 度 21 分 31 秒

２．人口・世帯の推移

表１．世帯数・人口の推移　　各年10月1日現在

区分	世帯数（世帯）	人口			1世帯当たり構成員（人）
		計（人）	男（人）	女（人）	
令和２年	15,410	37,018	18,052	18,966	2.40
令和３年	15,449	36,592	17,843	18,749	2.37
令和４年	15,576	36,256	17,686	18,570	2.33
令和５年	15,592	35,858	17,502	18,356	2.30
令和６年	15,668	35,402	17,297	18,105	2.26

資料：企画政策課

３．産業別就業構造

表２．令和2年産業別15歳以上就労者数

第１次産業（農林業等）	第２次産業（製造業・建設業等）	第３次産業（サービス業等）	計
400人(2.2%)	5,813人(32.8%)	11,534人(65.0%)	17,747人

※分類不能459人を除く　　資料：国勢調査

４．土地利用状況

表３．土地の利用状況　　令和5年10月1日現在

総数(ha)	農用地	森林	原野	河川等	道路	宅地	その他
17,486	776	12,142	33	503	657	958	2,417

資料：都市計画課

５．気象の概況

表４．年別の気温と降水量の状況

区分	最高気温(℃)	最低気温(℃)	平均気温(℃)	年間降水量(㎜)
令和2年	39.4	-6.4	15.6	1701.0
令和3年	38.3	-7.9	15.4	2009.5
令和4年	38.7	-6.8	15.3	1545.0
令和5年	38.5	-6.3	16.0	1608.5
令和6年	37.9	-5.8	16.7	1854.5

観測地点：消防本部、瑞浪市役所

表５．令和6年の月別気温と降水量の状況

区分	最高気温(℃)	最低気温(℃)	平均気温(℃)	降水量(㎜)
1月	15.3	-5.8	3.8	30.0
2月	21.7	-4.5	6.7	126.5
3月	23.4	-4.0	6.8	190.0
4月	29.4	2.0	16.6	153.0
5月	30.8	6.6	18.8	207.5
6月	33.8	12.4	22.7	231.5
7月	37.0	20.7	27.6	295.5
8月	37.9	21.8	28.5	211.5
9月	36.9	21.8	28.5	100.0
10月	31.5	15.7	22.6	205.0
11月	25.4	0.2	12.8	92.0
12月	19.0	-4.9	4.4	12.0

観測地点：消防本部、瑞浪市役所

第２章　大気環境

大気汚染は、工場や事業場から排出されるばい煙や粉じん、自動車の排気ガスまたはこれらが要因物質となって生成される光化学オキシダントなどにより引き起こされます。

近年は、規制の強化、工場や事業場における公害対策により、大規模な大気汚染は発生していませんが、突発的な事故に備え、汚染物質の排出には引き続き注視していきます。

１．大気環境の現況

本市では、岐阜県が管理している瑞浪測定局（瑞浪市役所東分庁舎）で、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの常時測定を行っています。

（１）二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄は、無色の刺激性が強い物質で、主に石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生し、粘膜や呼吸器に影響を与えるといわれています。また、酸性雨の原因の一つと考えられています。

二酸化硫黄の環境基準は、１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ１時間値が 0.1ppm 以下であることとされていますが、本市では、令和６年度に環境基準を超えた日は、ありませんでした。

表６．二酸化硫黄濃度の測定結果（測定場所：瑞浪測定局）

項目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間値
有効測定日数（日）	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
測定時間（時間）	716	740	714	740	741	716	740	684	738	740	668	739	8,676
月平均値（ppm）	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1時間値が0.1ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均が0.04ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値（ppm）	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
日平均値の最高値（ppm）	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001

表７．二酸化硫黄濃度の経年変化（測定場所：瑞浪測定局）

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	平均
1時間値の年平均値（ppm）	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

（２）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒径 10 μm以下の粒子状物質で、その発生源は、工場・事業場、自動車など人間の活動によるものなど多種多様です。吸入すると肺や気管に沈着し、呼吸器系の疾患を引き起こすことがあります。

浮遊粒子状物質の環境基準は、１時間値の１日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ１時間値が 0.20 mg/m³以下であることとされていますが、本市では、令和６年度に環境基準を超えた日は、ありませんでした。

表８．浮遊粒子状物質の測定結果（測定場所：瑞浪測定局）

項目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間値
有効測定日数（日）	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
測定時間（時間）	719	743	719	743	743	719	743	688	743	742	669	741	8,712
月平均値（mg/m³）	0.017	0.009	0.011	0.010	0.012	0.012	0.009	0.009	0.007	0.009	0.008	0.014	0.011
1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.10mg/m³を超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値（mg/m³）	0.090	0.026	0.031	0.029	0.033	0.035	0.170	0.048	0.023	0.030	0.022	0.141	0.170
日平均値の最高値（mg/m³）	0.046	0.019	0.021	0.016	0.019	0.024	0.019	0.020	0.013	0.019	0.017	0.069	0.069

表９．浮遊粒子状物質の経年変化（測定場所：瑞浪測定局）

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	平均
1時間値の年平均値（mg/m³）	0.012	0.011	0.011	0.010	0.011	0.011

（３）光化学オキシダント（Ｏｘ）

光化学オキシダントとは、工場から排出される煙や自動車の排気ガスに含まれている窒素酸化物、炭化水素などが、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし変化した、オゾンを主成分とした有害な物質をいいます。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどに刺激を与え、目がチカチカする、のどが痛い等の症状がみられることがあります。

光化学オキシダントの環境基準は、１時間値が 0.06ppm 以下であることとされていますが、全国的に極めて達成率が低い状況が続いており、本市においても基準を超える時間帯があります。

なお、令和６年度に光化学オキシダント注意報※等の発令はありませんでした。

※１時間値が 0.12ppm 以上の状態になった場合に発令

表10．光化学オキシダントの測定結果（測定場所：瑞浪測定局）

項目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間値
昼間測定日数（日）	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
昼間測定時間（時間）	445	465	449	465	465	450	465	429	465	465	417	464	5,444
昼間の1時間値の月平均値（ppm）	0.046	0.046	0.046	0.030	0.036	0.034	0.025	0.024	0.024	0.029	0.034	0.039	0.034
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数（日）	18	18	23	6	14	14	7	0	0	1	0	7	108
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数（時間）	105	106	132	15	68	76	18	0	0	2	0	46	568
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値（ppm）	0.091	0.086	0.109	0.085	0.106	0.110	0.074	0.058	0.054	0.062	0.057	0.086	0.110
昼間の日最高1時間値の月平均値（ppm）	0.064	0.063	0.069	0.051	0.060	0.059	0.044	0.040	0.039	0.044	0.046	0.052	0.053

第３章　水環境

本市の中心部を東西に流れる土岐川は、かつては工場などからの排水で白濁していましたが、水質汚濁防止法や岐阜県公害防止条例等の法令整備が進み、工場・事業所からの排水規制が厳しくなったことで、水質が改善されています。また、生活排水についても、公共下水道・農業集落排水の整備及び合併浄化槽の設置補助によって、水質改善を図っています。

１．水環境の現況

本市では、河川水質の状況を把握するため、土岐川水系河川の水質調査を年２回実施しています。令和６年度は、水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境項目等１１項目の水質調査を２３箇所で実施しました。

調査結果では、ＢＯＤが環境基準を超過しており多少の濁りが確認できる地点がありますが、特別な異常は認められません。

河川水質については生活排水や産業排水が影響するため、市民や事業者の協力のもと、河川の浄化に努め、今後も市内の水質保全のため、水質調査を定期的に実施し、河川状況のモニタリングを行っていきます。

表11．水質汚濁に係る環境基準の生活環境項目等（令和6年度）

項目	説明
ｐＨ (水素イオン濃度指数)	水の酸性とアルカリ性の度合いを表す指標。
ＳＳ (浮遊物質)	水中に浮遊又は懸濁している不溶解性の直径2㎜以下の物質。水の濁り、透明度等の概観の悪化、魚類のへい死、藻類の光合成阻害の原因となる。
透視度	濁りの程度を示す指標。
ＣＯＤ (化学的酸素要求量)	有機物を酸化剤で酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。有機汚濁の指標。
ＢＯＤ (生物化学的酸素要求量)	有機物が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量。有機汚濁の指標。
ＤＯ (溶存酸素)	水中に溶解している酸素ガス。河川の自浄作用や水生生物の生活に不可欠。
大腸菌数	し尿汚染の指標。大腸菌群自身に普通病原性はないため、検出されても直ちに危険があるとは言えない。
ＡＢＳ (側鎖型アルキルベンゼンスルホン酸塩)	合成洗剤の一種。発泡の原因となり、魚介類及び人体に対する毒性がある。
塩素イオン	水中に溶解している塩化物の塩素分。排水の混入や希釈度の指標。
全窒素	水中の窒素の総量。富栄養化の指標。
全リン	水中のすべてのリン化合物を、オルトリン酸態リンに分解して定量したもの。富栄養化の指標。

表 12. 令和６年度 河川水質調査地点

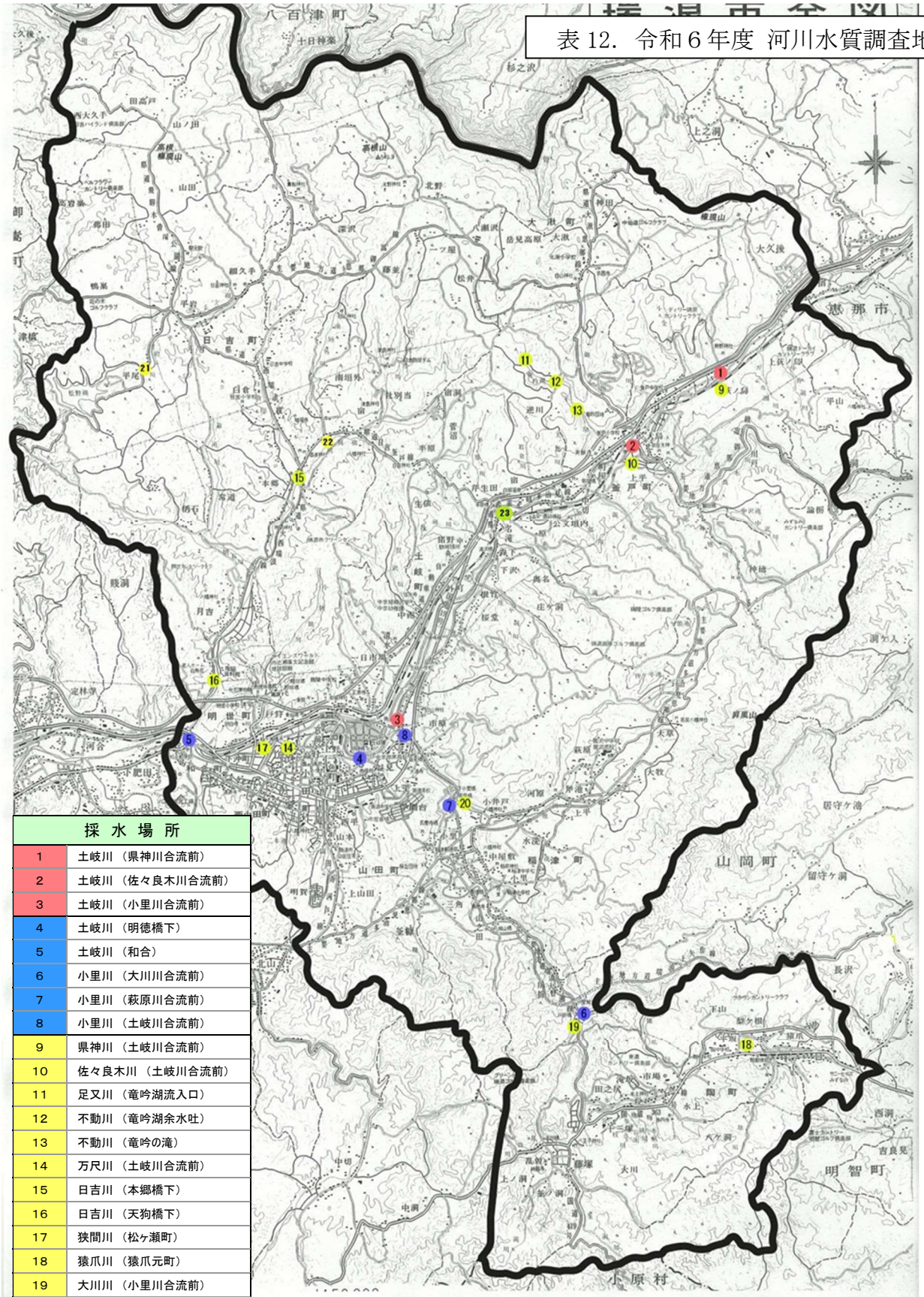

採 水 場 所	
1	土岐川 （県神川合流前）
2	土岐川 （佐々良木川合流前）
3	土岐川 （小里川合流前）
4	土岐川 （明徳橋下）
5	土岐川 （和合）
6	小里川 （大川川合流前）
7	小里川 （萩原川合流前）
8	小里川 （土岐川合流前）
9	県神川 （土岐川合流前）
10	佐々良木川 （土岐川合流前）
11	足又川 （竜吟湖流入口）
12	不動川 （竜吟湖余水吐）
13	不動川 （竜吟の滝）
14	万尺川 （土岐川合流前）
15	日吉川 （本郷橋下）
16	日吉川 （天狗橋下）
17	狭間川 （松ヶ瀬町）
18	猿爪川 （猿爪元町）
19	大川川 （小里川合流前）
20	萩原川 （小里川合流前）
21	平岩川 （日吉町平尾）
22	南垣内川（南垣内橋下）
23	高松川（日吉町平岩）

表 13. 河川水質調査結果（令和 6 年 7 月 31 日（水）　天候　当日：晴れ　前日：晴れ）

調査箇所		項目	pH	SS (mg/l)	透視度 (cm)	COD (mg/l)	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌数 (CFU/100ml)	ABS (mg/l)	塩素イオン (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全リン (mg/l)
土岐川(小里川合流点より上流)	1	土岐川（県神川合流前）	6.9	5.2	100＜	1.0	1.0	8.7	108	0.03	2.7	0.69	0.03
	2	土岐川（佐々良木川合流前）	8.1	4.0	100＜	1.0	1.9	8.9	147	0.04	2.7	0.55	0.03
	3	土岐川（小里川合流前）	7.0	7.6	100＜	1.5	1.8	11	144	0.03	1.7	0.57	0.03
環境基準　A類型			6.5～8.5	25以下	—	—	2以下	7.5以上	300以下	—	—	—	—
土岐川(小里川合流点より下流)	4	土岐川（明徳橋上流）	7.1	2.8	100＜	1.0	1.7	8.2	268	0.03	1.7	1.2	0.02
	5	土岐川（和合）	7.3	2.4	100＜	2.9	3.3	9.7	280	0.05	2.3	0.82	0.03
小里川	6	小里川（大川川合流前）	7.1	5.2	68	2.8	2.9	8.3	146	0.04	1.6	1.9	0.05
	7	小里川（萩原川合流前）	7.2	3.2	100＜	1.0	1.3	8.0	208	0.04	1.1	0.55	0.09
	8	小里川（土岐川合流前）	7.2	6.4	100＜	2.3	1.5	8.4	384	0.04	2.0	1.6	0.03
環境基準　B類型			6.5～8.5	25以下	—	—	3以下	5以上	1,000以下	—	—	—	—
その他の支流※類型指定なし	9	県神川（土岐川合流前）	7.1	7.2	100＜	13	2.9	7.2	188	0.04	28	11	0.03
	10	佐々良木川（土岐川合流前）	7.2	1.0	100＜	1.1	1.1	8.2	167	0.04	2.0	0.75	0.02
	11	足又川（竜吟湖流入口）	6.9	1.2	100＜	3.1	4.0	8.5	610	0.01	1.3	2.5	0.02
	12	不動川（竜吟湖余水吐）	7.0	5.2	100＜	3.1	2.1	6.6	90	0.02	0.93	1.4	0.02
	13	不動川（竜吟の滝）	6.9	1.0	100＜	2.5	1.3	7.9	120	0.02	0.79	1.4	0.03
	14	万尺川（土岐川合流前）	8.0	1.0	100＜	3.1	2.9	8.6	400	0.03	1.6	1.9	0.05
	15	日吉川（本郷橋下 ）	7.4	1.0	100＜	2.6	2.5	9.3	120	0.07	1.9	1.6	0.04
	16	日吉川（天狗橋下）	7.3	1.0	100＜	2.5	1.2	8.2	470	0.06	1.4	0.79	0.04
	17	狭間川（松ヶ瀬町）	7.4	1.2	100＜	3.7	3.5	9.7	560	0.04	3.5	1.0	0.05
	18	猿爪川（猿爪元町）	7.0	1.0	100＜	2.5	3.0	7.6	668	0.04	1.4	1.0	0.06
	19	大川川（小里川合流前）	7.0	5.6	100＜	2.3	1.1	8.4	236	0.03	1.4	1.7	0.02
	20	萩原川（小里川合流前）	7.1	2.8	100＜	1.2	1.9	6.0	261	0.03	1.8	3.1	0.02
	21	平岩川（日吉町平尾）	7.0	2.0	100＜	5.2	1.3	7.6	196	0.06	1.7	1.8	0.07
	22	南垣外川(南垣外橋下)	7.4	1.0	100＜	1.2	1.8	9.1	440	0.05	1.3	2.6	0.06
	23	高松川（日吉町平岩）	7.0	10	31	18	12	5.6	380	0.08	4.4	8.9	1.0

表 14. 河川水質調査結果（令和 7 年 2 月 12 日（水）　天候　当日：晴れ　前日：晴れ）

調査箇所		項目	pH	SS	透視度	COD	BOD	DO	大腸菌数	ABS	塩素イオン	全窒素	全リン
				(mg/l)	(cm)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(CFU/100ml)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)
土岐川(小里川合流点より上流)	1	土岐川（県神川合流前）	7.2	4	100＜	1	1.3	13	38	0.02	4.0	1.5	0.02
	2	土岐川（佐々良木川合流前）	7.3	2.4	100＜	2.5	1.7	13	29	0.03	4.9	1.8	0.03
	3	土岐川（小里川合流前）	7	1.2	100＜	1	2.2	10	13	0.03	4.9	1.3	0.01
環境基準　A類型			6.5～8.5	25以下	—	—	2以下	7.5以上	300以下	—	—	—	—
土岐川(小里川合流点より下流)	4	土岐川（明徳橋上流）	7.1	4.4	100＜	2.9	1.8	11	55	0.03	3.0	2.3	0.01
	5	土岐川（和合）	7.1	4.8	100＜	5.0	2.9	11	41	0.03	3.5	1.3	0.05
小里川	6	小里川（大川川合流前）	7.2	8.0	81	2.4	2.9	10	20	0.02	2.0	2.2	0.03
	7	小里川（萩原川合流前）	7.1	5.2	100＜	2.3	2.1	9.4	54	0.03	1.9	1.8	0.02
	8	小里川（土岐川合流前）	7.0	6.0	100＜	3.3	1.8	13	39	0.02	2.2	1.7	0.02
環境基準　B類型			6.5～8.5	25以下	—	—	3以下	5以上	1,000以下	—	—	—	—
その他の支流※類型指定なし	9	県神川（土岐川合流前）	7.7	2.8	100＜	20	3.4	11	59	0.05	29	26	0.02
	10	佐々良木川（土岐川合流前）	7.2	3.2	100＜	1.5	1.6	12	25	0.03	1.7	1.2	0.02
	11	足又川（竜吟湖流入口）	7.1	2.4	100＜	3.1	1.7	12	50	0.02	2.6	1.9	0.02
	12	不動川（竜吟湖余水吐）	7.1	8.0	67	4.4	3.8	10	23	0.03	2.0	1.0	0.03
	13	不動川（竜吟の滝）	7	3.2	100＜	2.5	2.1	12	19	0.03	1.8	1.4	0.03
	14	万尺川（土岐川合流前）	7.5	3.6	100＜	3.2	2.2	13	103	0.04	3.5	1.7	0.01
	15	日吉川（本郷橋下 ）	7.4	3.6	100＜	3.6	2.0	12	77	0.05	2.1	1.7	0.04
	16	日吉川（天狗橋下）	7.4	3.6	100＜	4.9	1.8	13	27	0.04	2.1	2.0	0.02
	17	狭間川（松ヶ瀬町）	7.2	3.6	100＜	3.3	2.5	10	67	0.03	8.0	0.48	0.02
	18	猿爪川（猿爪元町）	7	4.4	100＜	4.2	2.5	11	140	0.04	2.1	3.0	0.08
	19	大川川（小里川合流前）	7	4.4	100＜	2.9	1.5	12	31	0.03	1.8	1.9	0.02
	20	萩原川（小里川合流前）	7	2.4	100＜	2.3	1.5	12	38	0.04	1.9	2.2	0.04
	21	平岩川（日吉町平尾）	7.1	3.2	100＜	5.3	2.2	11	84	0.05	3.0	4.7	0.04
	22	南垣外川(南垣外橋下)	7.5	10	100＜	4.7	2.7	12	87	0.03	2.1	3.8	0.18
	23	高松川（日吉町平岩）	7.4	37	10	22	8.5	8.7	624	0.21	6.2	11	1.8

第４章　騒音・振動

騒音とは、人が不快に感じるような「好ましくない音」などのことをいいます。発生源は、工場・事業場、建設作業、自動車、鉄道などの交通機関、商店・飲食店、家庭生活など多種多様です。

また、振動は、騒音と同一の発生源から同時に発生する場合が多く、近隣住民に睡眠障害や不快感などの心理的影響を与えたり、建物などに物的被害を与えたりします。

騒音問題、振動問題は、ともに心理的要因が強く、個人差があるため、客観的に判断することが困難な感覚的公害といえます。

１．一般地域（道路に面する地域以外の地域）の騒音の現況

本市では、一般地域の騒音の現況を把握するため、市内３地点において、一般地域の騒音調査を年１回実施しています。

表15．令和6年度 環境騒音定点観測の結果（一般地域）

測定地点	類型		測定時間	等価騒音レベル	環境基準
南松公園	B	第1種住居地域	午前	47.0ｄＢ	55ｄＢ以下
			午後	46.9ｄＢ	
下沖公園	C	準工業地域	午前	57.3ｄＢ	60ｄＢ以下
			午後	56.9ｄＢ	
西原公園	C	工業地域	午前	48.6ｄＢ	60ｄＢ以下
			午後	48.5ｄＢ	

表16．環境基準（一般地域）

類型		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A	騒音規制法の第1種及び第2種区域（第1種及び第2種中高層住居専用地域）	55ｄＢ以下	45ｄＢ以下
B	騒音規制法の第2種区域のうちＡ類型に該当しない地域		
C	騒音規制法の第3種区域及び第4種区域	60ｄＢ以下	50ｄＢ以下

２．道路に面する地域の騒音の現況

本市では、道路に面する地域の騒音の現況を把握するため、一定区間ごとに道路を区切って評価区間を設定し、評価区間内を代表する１地点で等価騒音レベルを測定することで、評価区間の道路端から 50ｍの範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準の達成率を求めています。

この評価結果は、環境省に報告しており、環境基準の達成・維持に向けた交通流対策や道路構造対策等に活用されています。

表17．騒音測定結果（道路近傍騒音）

評価対象路線	評価区間延長	評価区間数	測定結果（等価騒音レベル）		環境基準		測定年度
			昼間	夜間	昼間	夜間	
県道瑞浪大野瀬(20号)線	2.0ｋｍ	1	69ｄB	63ｄB	70ｄB以下（幹線道路近接区域）	65ｄB以下（幹線道路近接区域）	R2年度
県道多治見恵那(66号)線	2.9ｋｍ	2	68ｄB	58ｄB			R3年度
県道上山田寺河戸(386号)線	4.1ｋｍ	5	65ｄB	55ｄB			R4年度
県道大西瑞浪(352号)線	1.3ｋｍ	6	70ｄB	67ｄB			R5年度
一般国道１９号	1.5ｋｍ	3	71ｄB	66ｄB			R6年度

表18．令和6年度 環境基準達成状況の評価結果

評価区間延長	評価区間数	住居等戸数	昼夜とも環境基準値以下	昼のみ環境基準値以下	夜のみ環境基準値以下	昼夜とも環境基準値超過
11.8ｋｍ	17	970戸	937戸	14戸	0戸	19戸

表19．環境基準（道路に面する地域）

類型	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60ｄＢ以下	55ｄＢ以下
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65ｄＢ以下	60ｄＢ以下
Ｃ地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する区域	70ｄＢ以下	65ｄＢ以下

※車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

表20．自動車騒音の要請限度

類型	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
Ａ地域及びＢ地域のうち1車線を有する道路に面する地域	65ｄＢ	55ｄＢ
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70ｄＢ	65ｄＢ
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	75ｄＢ	70ｄＢ
幹線交通を担う道路に近接する区域	75ｄＢ	70ｄＢ

※車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。
※騒音規制法では、自動車騒音が一定の限度（要請限度）を超え、道路周辺の生活環境を著しく損なっている場合、市町村長が県公安委員会に対し交通規制、道路管理者に対し道路構造の改善の要請などができるとしています。

３．騒音・振動に係る特定工場等の設置状況

騒音規制法と振動規制法では、著しい騒音、振動を発生する施設を特定施設としており、これらを設置する工場又は事業場を特定工場等と規定しています。指定地域内に特定施設を設置する者には、騒音、振動の規制基準が設けられており、設置、変更の際には、事前に届出を行う必要があります。

岐阜県では、岐阜県公害防止条例により、特定施設を追加規定しています。

表21．特定工場等の届出状況（令和7年3月末現在）　（単位：件）

法令等 / 施設の種類	騒音規制法		振動規制法		岐阜県公害防止条例	
	特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数
金属加工機械	8	63	5	25	1	8
圧縮機等	50	670	33	322	11	61
土石用破砕機等	86	576	60	287		
織機	0	0	0	0		
建設用資材製造機械	7	10				
コンクリートブロックマシン等			5	6		
穀物用製粉機	0	0				
木材加工機械	12	62	1	2		
抄紙機	0	0				
印刷機械	13	43	5	11		
ロール機			0	0		
合成樹脂用射出成型機	2	6	2	6		
鋳型造型機	0	0	0	0		
窯業焼成炉用バーナー					35	71
撚糸機					0	0
紙工機械					1	1
合成樹脂用粉砕機					5	19
高速切断機					4	8
走行クレーン					9	29
クーリングタワー					17	39
冷凍機					19	137
タイル成型用プレス					0	0
計	178	1,430	111	659	102	373

４．騒音・振動に係る特定建設作業の届出状況

騒音規制法と振動規制法では、建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業を特定建設作業と規定しています。指定地域において、建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業を行う者には、騒音、振動の規制基準が設けられており、事前に届出を行う必要があります。

表22．特定建設作業の届出状況（令和6年度）　（単位：件）

作業の種類	騒音規制法	振動規制法
	届出件数	届出件数
くい打機等を使用する作業	2	2
びょう打機を使用する作業	0	
さく岩機を使用する作業	4	
空気圧縮機を使用する作業	3	
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	
バックホウを使用する作業	0	
トラクターショベルを使用する作業	0	
ブルドーザーを使用する作業	0	
鉄球を使用して破壊する作業		0
舗装版破砕機を使用する作業		0
ブレーカーを使用する作業		14
計	9	16

第５章　悪臭

悪臭とは、人に不快感を与える臭いで、工場や事業所から発生する臭いなど多様な原因があります。悪臭防止法と岐阜県公害防止条例では、工場・事業所の事業活動に伴って発生する悪臭物質（22 物質）に規制基準が設けられており、規制地域（本市全域）に工場等を設置している事業者は､規制基準を遵守しなければならないこととされています。

１．悪臭の現況

悪臭問題も、騒音・振動問題と同様に、心理的要因が強く個人差があるため、客観的に判断することが困難です。また、その大半が低濃度の複合臭であるため、規制が困難な場合がほとんどです。

第６章　ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に物が燃焼するときに生成される物質で、主な発生源は、ごみ焼却のほか、自動車排出ガスやたばこの煙などです。ダイオキシン類は、大気中に排出された後、土壌や水を汚染し、食物連鎖を通して生物にも蓄積されると考えられています。

しかし、環境中や食品中に含まれる量は超微量であるため、ダイオキシン類による発がんリスクは、ほとんどないとも考えられています。

１．ダイオキシン類の現況

本市では、クリーンセンターで毎年ダイオキシン類の検査を実施していますが、基準値を超えるダイオキシン類は検出されていません。

表23．ダイオキシン類測定結果

施設名	測定箇所	測定値	基準値
瑞浪市クリーンセンター（R6.10.28測定）	１号炉排ガス	0.014ng-TEQ/ Nm³	5 ng-TEQ/ Nm³
	２号炉排ガス	0.013ng-TEQ/ Nm³	5 ng-TEQ/ Nm³
	ばいじん	1.3ng-TEQ/g-dry	3 ng-TEQ/g-dry
	燃えがら	0.00019ng-TEQ/g-dry	3 ng-TEQ/g-dry

資料：クリーンセンター

第７章　廃棄物

本市では、清潔で快適な生活環境を保持するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、「瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 59 年瑞浪市条例 35 号）」を制定し、法第 6 条第 1 項の規定により「瑞浪市一般廃棄物処理基本計画」を定め、適正な廃棄物処理に取り組んでおります。

１．廃棄物の現況

本市の可燃ごみ処理量は、減少傾向にあります。近年における減少の要因としては、新型コロナウイルスの影響による経済活動の減少が、一因と考えられます。

また、令和４年度には、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の処理手数料を改定しており、適正な負担や排出抑制等につながっています。

表24.　ごみ処理量　（単位：ｔ）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
可燃ごみ	10,271	10,115	9,898	9,292	9,027
不燃ごみ	2,918	1,954	2,181	2,021	1,627
草木	207	254	250	272	332
資源ごみ	1,476	1,440	1,347	1,230	1,229
集団資源回収	242	206	269	243	215
合計	15,114	13,969	13,945	13,058	12,430

資料：クリーンセンター

表25.　可燃ごみ処理量内訳　（単位：ｔ）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地区収集	6,753	6,696	6,581	6,143	5,924
持込（市民）	464	405	385	370	391
持込（事業者）	477	455	420	382	354
許可業者搬入	2,568	2,538	2,495	2,390	2,358
汚泥搬入	9	21	17	7	0
合計	10,271	10,115	9,898	9,292	9,027

資料：クリーンセンター

表26．不燃ごみ処理量内訳　（単位：ｔ）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地区収集	476	430	436	283	268
持込（市民）	275	220	179	151	164
持込（事業者）	1,430	630	842	906	539
許可業者搬入	17	12	11	15	12
焼却灰・スラグ	954	897	924	827	795
金属等引渡	△ 234	△ 235	△ 211	△ 161	△ 151
合計	2,918	1,954	2,181	2,021	1,627

資料：クリーンセンター

表27．草木処理量内訳　（単位：ｔ）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地区収集	38	65	66	62	85
持込（市民）	114	120	122	150	157
持込（事業者）	55	69	62	60	90
合計	207	254	250	272	332

資料：クリーンセンター

※許可業者：一般廃棄物収集運搬許可業者
※焼却灰・スラグ：可燃物焼却処分場で発生する焼却灰及びスラグ
※金属等引渡：不燃物最終処分場から業者への引渡量。不燃ごみ処理量から除き、資源ごみ処理量に加算

表28．資源ごみ処理量内訳　（単位：ｔ）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ビン類	カレット（白）	103	93	93	84	80
	カレット（茶）	87	74	85	71	72
	カレット（雑）	23	32	35	31	36
	リターナブル	15	15	15	12	11
	小計	228	214	228	198	199
缶類	スチール	14	13	12	11	9
	アルミ	50	49	39	44	43
	小計	64	62	51	55	52
紙類	古紙	722	717	657	605	594
	紙パック	6	7	6	6	6
	小計	728	724	663	611	600
その他	布類	105	101	87	80	73
	ペットボトル	81	72	76	89	85
	トレイ	6	5	5	5	4
	廃食油	9	9	9	7	7
	金属等	255	253	228	161	188
	スラグ	0	0	0	0	0
	陶磁器食器	－	－	－	24	21
	小計	456	440	405	366	378
合計		1,476	1,440	1,347	1,230	1,229

資料：クリーンセンター

表29．集団資源回収内訳　（単位：ｔ）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ビン類	リターナブル	1	0	0	0	0
	小計	1	0	0	0	0
缶類	アルミ	2	1	2	2	2
	小計	2	1	2	2	2
紙類	古紙	218	186	241	217	193
	紙パック	2	1	2	2	1
	小計	220	187	243	219	194
その他	布類	19	18	24	22	19
	小計	19	18	24	22	19
合計		242	206	269	243	215

資料：クリーンセンター

２．ごみの減量化

本市では、ごみの減量化と資源の有効な活用を図り、循環型社会の構築、生活環境の保全を図るため、啓発事業や集団資源回収の促進により、資源ごみリサイクル率の向上に努めています。リサイクル率については、近年、増加傾向となっています。

表30．リサイクル率の推移　（単位：％）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
18.2	20.2	20.2	20.5	21.2

＜資源ごみリサイクル率の算出方法＞

資源ごみリサイクル率＝資源ごみ(集団資源回収を含む)/[可燃ごみ{地区収集+持込(市民)}+不燃ごみ{地区収集+持込(市民)+金属等引渡}+資源ごみ(集団資源回収を含む)]

（１）集団資源回収の促進

こどもたちの３Ｒ（Reduce、Reuse、Recycle）活動の体験と地域貢献を目的とした資源ごみのリサイクルを促進するため、ＰＴＡが実施している集団資源回収に奨励金を交付しています。

表31．集団資源回収の奨励金交付実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施回数（回）	8	9	13	14	12
紙類回収量（ｔ）	219	187	243	219	194
奨励金交付額（千円）	987	841	1,092	985	874

資料：クリーンセンター

Reduce ・・・資源の使用量を減らすこと、物を直して使い続けること。
Reuse ・・・そのままの形で再利用すること。
Recycle・・・再資源化して利用すること。

第８章　公害等通報と不法投棄

環境基本法では、事業活動などに伴って生じる相当範囲に広がる「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」、「悪臭」により、人の健康や生活環境に被害が生じることを公害と定義しており、この７種類を典型７公害と呼んでいます。

１．公害等通報の現況

本市では、良好な環境保全を図るため、公害や不法投棄などに係る情報提供に対して、事実確認を行った後、関係機関との連絡調整や原因者に対する指導等を実施しています。

表32．公害等通報の件数　（単位：件）

	典型7公害							典型7公害以外			合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	不法投棄	雑草繁茂	その他	
R2年度	18	3	0	2	0	0	0	39	22	13	97
R3年度	24	8	0	6	0	0	1	22	18	23	102
R4年度	16	7	0	2	0	0	1	22	23	23	94
R5年度	19	3	0	6	0	0	3	11	37	22	101
R6年度	16	9	0	4	0	0	5	2	28	7	71

※本市の大気汚染通報は、主に野焼きによるものとなっています。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野焼きは禁止されていますが、農業等に係るものは例外規定として認められています。
※その他通報は、主に猫の糞尿被害などです。

２．不法投棄対策

（１）監視体制について

市内をパトロールし、不法投棄物の回収などを行う環境作業員の雇用や、環境保全を啓発する看板の配布、不法投棄防止用のカメラによる監視など、不法投棄抑制のための様々な取組みを実施しています。

表33．環境保全看板交付実績　（単位：枚）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
不法投棄禁止	19	21	11	3	13
ポイ捨て禁止	18	16	6	3	13
その他	24	10	26	20	26
合計	61	47	43	26	52

（２）不法投棄の回収状況

令和６年度の不法投棄回収件数は０件でした。

表34. 不法投棄物回収状況　（単位：件）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
テレビ	1	1	0	0	0
冷蔵庫	0	0	0	0	0
洗濯機	1	0	0	0	0
ビデオデッキ	0	0	0	0	0
タイヤ	27	2	0	4	0
バンパー	0	0	0	0	0
バッテリー	0	0	0	0	0
ふとん	1	0	1	2	0
マット・ソファー	6	0	1	0	0
電子レンジ	1	0	0	0	0
自転車	0	0	0	0	0
その他	47	17	4	6	0
合計	84	20	6	12	0

第９章　第３次瑞浪市環境基本計画

本市は、未来を担うこどもたちが、自然豊かな素晴らしい瑞浪市を引き継いでいくために、令和６年１月に「ゼロカーボンシティみずなみ宣言」を表明しました。そして、令和６年３月には、「第３次瑞浪市環境基本計画」を策定しました。

１.取り組み内容の達成状況

取り組み初年度となる令和６年度の各施策の達成状況は次のとおりとなります。

第3次瑞浪市環境基本計画施策一覧

資料1

達成状況（目標値に対する令和6年度実績値）
◆【達成状況】＝【R6実績値】÷【R15目標値】
◆◆【達成状況】＝【R6実績値】÷【単年度目標値】

【1：25%未満　2：25%以上50%未満　3：50%以上75%未満　4：75%以上100%未満　5：100%以上】

	基本施策	取り組み内容	数値説明	担当課	実績値 令和6年度	達成状況 （R6）		進捗状況の内容	目標値 （令和15年度）	目標値の積算根拠
1 森林や里山、農地を適切に管理・活用することで豊かな自然と多様性を確保します	① 里山と水循環の保全と活用	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊による加害鳥獣の駆除を行います。	被害防止計画 駆除頭数	農林課	イノシシ：591頭 ニホンジカ：78頭	◆	5	鳥獣被害対策実施隊及び被害防止捕獲従事者による意欲的な捕獲により、多くの駆除ができています。今後も意欲的に捕獲に従事できるよう、報酬や報奨金等の見直しを行います。	550頭/年	捕獲実績より算出(岐阜県実績含める)
		森林経営管理制度を活用し、個人所有の森林整備を推進します。	瑞浪市が事業を実施して間伐する年間の面積	農林課	9.7ha/年	◆	4	令和６年度は、釜戸町平山地区の間伐を実施しました。引き続き、山林所有者に今後の管理について意向調査をして、間伐を実施します。	10ha/年	瑞浪市森林経営管理制度基本方針より
		県営ため池等整備事業を活用した農業用ため池の整備を行うとともに、災害防止のため、利用しなくなったため池の廃止を行います。	整備及び廃止件数	農林課	整備：0.29件 （R6年度進捗0.29件） 廃止：3件 いずれも累計	◆◆	整備：2 廃止：5	令和６年度は、３基のため池廃止工事を完了した。ため池整備については、令和７年度の完了を目標に岩倉大ため池の耐震化工事を１件実施中です。	整備：6件 廃止：10件 いずれも累計	岐阜県及び市事業による
	② 食と生命を支える農地の保全と修復	農産物等直売所の販売額を増加させます。	農産物等直売所販売額	農林課	48,338万円	◆	4	指定管理者の運営のもと、PR活動や各種イベントの実施により、対前年比105%の売上となりました。	50,000万円	実績値から目標値を設定
		農産物等直売所出荷登録者数を増やします。	登録者数	農林課	238	◆	5	JAやきなぁた瑞浪出荷者協議会と連携しながら、野菜づくり塾や就農相談の場を活用し、出荷者数の増加に努めました。	230人	実績値から目標値を設定
		有機農業に関する知識や技術を指導できる人材を育成するなどして、有機農業ができる支援をするなど環境負荷低減農業を目指します。	講習会開催数	農林課	1回	◆	2	環境負荷低減農業に関する知識の普及のため、きなぁた瑞浪出荷者協議会が実施する肥料・農薬に関する講習を支援しました。	３回	実績値から目標値を設定
	③ 生物多様性の保全と創出	生物多様性の保全のため、特定外来生物の調査や駆除を行うとともに、動植物の生育環境の保全及び確保を行います。	オオキンケイギク 駆除重量	環境課	550kg/年 ※乾燥前の重量になります	◆	2	区長会に事前説明を行い、６月の土岐川河川清掃時に作業を実施しました。今後も土岐川河川清掃時に啓発等を行い、駆除拡大を図ります。	1,500kg/年 ※乾燥前の重量になります	ボランティア　500kg 土岐川清掃　500kg 職員　50kg×10日

２ 日常生活や事業活動における環境配慮と資源の有効利用を通じて身近な生活環境を維持します	① 循環型社会づくりの推進	資源ごみリサイクル率の向上に努めます。	リサイクル率	クリーンセンター	21.2%	◆ 4	リサイクルステーションの利用者も増え、数値の把握が困難なスーパーやドラッグストア等でのペットボトルなどの資源回収も普及しており、市民全体のリサイクル意識は向上していると考えています。今後も引き続き、毎年全戸配布している「家庭ごみの分け方・出し方便利帳」や市内の小学４年生の施設見学学習による各家庭への普及、ごみ資源分別アプリでの周知及びごみの出し方出前講座の開催により市民のリサイクル意識向上に努めます。	27.8%	一般廃棄物処理計画P132
		可燃ごみ・不燃ごみ処理量の削減を進めます。	焼却量	クリーンセンター	9,027t/年	◆◆ 4	近年の可燃ごみ焼却量は前年度より減少し続けており、ごみ資源の分別の意識向上が可燃ごみの減量化に繋がっていると考えます。今後も可燃ごみ処理量の削減を進めるため便利帳やごみ資源分別アプリなどでの周知に努めます。	6,929t/年以下	一般廃棄物処理計画P132
			埋立量	クリーンセンター	1,627t/年	◆◆ 5	令和６年度は、市内での住宅火災が少なく、火災ごみの搬入量が前年度より３４７トン減少しました。また令和４年度より施行した不燃物最終処分場に持ち込む産業廃棄物の総量規制の実施と家庭ごみや事業ごみの減量により埋立量が減少しています。今後も総量規制による産業廃棄物の持込量減に取組み、不燃物最終処分場の延命に努めます。	1,515t/年以下	残余容量調査より
	② 水質浄化対策の推進	生活排水処理率の向上に努めます。	生活排水処理率	上下水道課	83.54%	◆ 4	検針の際に下水道の接続や合併処理浄化槽への転換を依頼する文書を配布していることに加え、広報で呼びかけをしています。また、合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付することで水洗化を促進しています。	98.00%	汚水処理施設整備構想より
	③ 健全な生活環境の保全対策の推進	悪臭防止法で定める特定物質が規制基準値を達成するよう努めるとともに、鶏糞の堆肥化処理で発生するアンモニア等の悪臭の原因物を定期観測します。併せて悪臭等の原因及び対策に対する啓発と指導を継続し、市民の畜産業に対する理解促進を図ります。	苦情件数	環境課	1件（畜産関係） （ほか３件苦情あり）	◆ 1	１件が養鶏関係でした。調査を実施し基準値以内であることを確認しました。	0件	過去5年は5件前後で推移している R4は１件 目標値は0件としたい

3 身近な緑の創出とマナーの順守、歴史･文化を継承し、誇れるまちづくりを進めます	① 瑞浪市らしい歴史・文化的環境の保全と活用	空き家・空き地バンクが活用されるよう努めます。	成約件数	シティプロモーション課	累計72件 (R6:6件/年)	◆◆	3	令和6年度は6件の成約であったため、累計72件となりました。	150件（累計）	10件/年程度増加見込み
		文化財の指定・登録件数の増加に努めます。	指定件数	スポーツ文化課	105件	◆◆	1	指定件数に増減はありませんでしたが、候補となる文化財の審議を行っています。目標を達成するため引き続き市内において文化財の調査を行っていきます。	115件 (累計)	R6年度以降、1件/年の指定・登録を目標 R6 106件 R7 107件 ・ ・ ・ R14 114件 R15 115件
		中山道等の文化資源を活用する観光に取り組みます。	観光案内所訪問者数	商工観光課	5,229人	◆	3	外国人観光客が年々増えており、令和6年度は外国人観光客数が1,000人超、来館者総数の約２割と占めました。引き続き、外国人観光客の来訪に努めます。	10,000人	丸森指定管理者報告に基づく
		市民が地域の歴史・文化と親しむ機会の創出に努めます。	市民講座等開催回数	スポーツ文化課	4回	◆	5	目標通り市民講座を開催しました。今後も継続して市民講座を開催します。	4回	取り組み内容の継続を図るため（四半期ごとに1回ずつ予定）
		博物館の統合を推進し、市民にとって魅力的な施設となることを目指すとともに、文化財等を継承する人材の育成を支援します。	入館者数	スポーツ文化課	31,832人	◆	4	3施設合計の入館者数は目標を上回りました。今後も企画展や講座の開催など魅力的な施設となることを目指します。	35,000人	R6年度以降、400人/年の入館者数増を目標（千人未満切捨） R6 31,575人 R7 31,975人 ・ ・ ・ R14 34,775人 R15 35,175人

4 高効率化による省エネと再エネ導入・活用を通じて、地球温暖化対策と 暮らしの利便性・事業の生産性向上の両立を図ります	① 省エネルギー活動の促進、 ② 次世代エネルギーの活用	「瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金」件数 （蓄電システム、次世代自動車用充電システム、 家庭用燃料電池システム、住宅用太陽光発電システム）	補助件数	環境課	39件	♦	3	太陽光発電システム等の設置者へ補助を行いました。引き続き広報等で周知を行い、普及を推進していきます。	70件	R1　36件、R2　47件、R3　57件、R4　60件 今後60件前後で推移し、微増する見込み
		次世代自動車普及台数 ※国の補助金を受けた次世代自動車台数	補助件数	環境課	35件	♦	2	次世代自動車用充電システム（V2H）補助制度（R6補助件数：4件）を通じ、市民への普及を推進しました。引き続き広報等で周知を行い、普及を推進していきます。	100件	R3まで20件/年前後で推移 R4　41件 5件程度/年増加見込み
	③ グリーンカーボンの活用	間伐面積	間伐面積	農林課	累計　30.2ha （R6年度中の実施面積30.2ha）	♦♦	3	令和6年度は、森林経営計画による伐採が20.5ha、森林経営管理制度による伐採が9.7haと間伐を実施しました。	600ha （2024年度～ 2033年度累計）	森林経営計画（陶都森林組合）+瑞浪市森林経営管理制度基本方針より
	④ みんなで取り組む体制づくり	環境学習実施**時間**	環境学習実施時間	学校教育課 環境課	374時間	♦	5	各学校の地域的特色を活かした環境学習が行われています。継続的に自然や環境取り組みやふるさとの魅力発信に取り組めるよう推進していきます。 また、海洋ごみの現状を学ぶ講演会を開催しました。引き続き出前講座などを通じ、環境学習に取り組んでいきます。	310時間	学校教育課　現状維持で306時間 環境課　8回（4時間）

5 誰もが環境教育・環境学習を受けられる機会の創出と 各主体が協力した仕組みづくりを行い、参加と協働を促進します	① 行政と市民との協働体制の整備	里親制度による、公共施設の美化、保全活動を行う市民活動団体に対する支援を行います。	里親登録のある公園数	都市計画課	20公園	◆	3	里親団体の高齢化による活動回数の減少などが課題となっています。 市HPや広報により里親制度の周知を行い、里親登録のある公園数の増加を図ります。	29公園	31公園の内、市民公園は委託業者管理、二本木公園は消防署管理 31-2＝29公園
			里親登録のある市道路線数	土木課	217路線	◆	4	人口減及び区の高齢化に伴い里親を脱退される団体も増加しており今後は鈍化していくことが予想される。	250路線	過去データより10件/年増加見込み
		市の広報紙やホームページ、各種刊行物等の内容を充実し、環境に関する情報のわかりやすい発信や取り組み結果の見える化を行うことで、取り組みによるメリットの情報提供をします。	ホームページ・ＳＮＳアクセス数	環境課	25,290アクセス	◆	3	ホームページの他、インスタ・Ｘなども活用し積極的な情報発信に取り組みました。	40,000アクセス	1,000件/年程度増加見込み
	② 環境教育・体験学習の推進	環境フェアみずなみを開催することで、市民の環境意識の向上に努めます。	入場者数	環境課	350人/回	◆	1	市制70周年記念事業として「SDGsについて考えよう」をテーマに、会場を瑞浪市民体育館として開催しました。今後も展示内容を工夫するなどし、入場者数の増加に取り組んでいきます。	1,500人/回	実施計画による
		市民が地域の自然を知り、親しむ機会の創出に努めます。	【自然観察会等開催件数】	商工観光課	30件/年	◆	5	目標値を達成しています。令和6年度より、ホタル観賞会、紅葉ライトアップ、クライミングなど新規事業も実施しています。	30件/年	取り組み内容の継続を図るため （年30件を予定）

資　料

【環境基準】

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいです。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものです。

【大気環境】

資料１．大気汚染に係る環境基準

物質		環境基準（設定年月日等）	人体への主な影響
大気汚染物質	二酸化硫黄（SO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。(48.5.16 告示)	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす。
	二酸化窒素（NO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11 告示)	
	一酸化炭素（ＣＯ）	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。(48.5.8 告示)	血液中のヘモグロビンと結びつき、神経系に影響を与える。
	浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）	１時間値の１日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/㎥以下であること。(48.5.8 告示)	肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを起こす。
	光化学オキシダント（Ｏｘ）	１時間値が 0.06ppm 以下であること。(48.5.8 告示)	目、のどなどを強く刺激する。
有害大気汚染物質	ベンゼン	１年平均値が 0.003mg/㎥以下であること。(H9.2.4 告示)	高濃度の曝露により発がん性が認められる。
	トリクロロエチレン	１年平均値が 0.13mg/㎥以下であること。(H30.11.19 告示)	高濃度の曝露により神経系への影響が認められる。
	テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/㎥以下であること。(H9.2.4 告示)	
	ジクロロメタン	１年平均値が 0.15mg/㎥以下であること。(H13.4.20 告示)	
ダイオキシン類		１年平均値が 0.6pg-TEQ/㎥以下であること。(H11.12.27 告示)	慢性毒性として発ガン性などが認められる。
微小粒子状物質		１年平均値が 15 μg/㎥以下であり、かつ、１日平均値が 35 μg/㎥以下であること。(H21.9.9 告示)	呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させる

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

※ 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μｍ以下のものをいう。

【水環境】

資料２．人の健康の保護に関する環境基準＜河川・湖沼＞

項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01mg/L 以下
4	六価クロム	0.05mg/L 以下 (R4.4.1 から 0.02mg/L 以下)
5	砒素	0.01mg/L 以下
6	総水銀	0.0005mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	ＰＣＢ	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下

項目		基準値
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
19	チウラム	0.006mg/L 以下
20	シマジン	0.003mg/L 以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下
23	セレン	0.01mg/L 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
25	ふっ素	0.8 mg/L 以下
26	ほう素	1 mg/L 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

資料３．生活環境の保全に関する環境基準 ＜河川＞

類型	基準値				
	水素イオン濃度（ｐＨ）	生物学的酸素要求量（ＢＯＤ） mg/L	浮遊物質量（ＳＳ） mg/L	溶存酸素量（ＤＯ） mg/L	大腸菌数 (R4.4.1 から) CFU/100ml
ＡＡ	6.5～8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
Ａ	6.5～8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
Ｂ	6.5～8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下
Ｃ	6.5～8.5	5 以下	50 以下	5 以上	―
Ｄ	6.0～8.5	8 以下	100 以下	2 以上	―
Ｅ	6.0～8.5	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	―

※生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、該当する水域類型ごとに、基準値が設けられています。瑞浪市では、土岐川上流（小里川合流点より上流）がＡ類型、土岐川中流（小里川合流点より下流）と小里川がＢ類型に指定されています。

資料４．生活環境の保全に関する環境基準 ＜湖沼＞

類　型	基　準　値				
	水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ） mg/L	浮遊物質量（ＳＳ） mg/L	溶存酸素量（ＤＯ） mg/L	大腸菌数（R4.4.1から） CFU/100ml
ＡＡ	6.5～8.5	1 以下	1 以下	7.5 以上	20 以下
Ａ	6.5～8.5	3 以下	5 以下	7.5 以上	300 以下
Ｂ	6.5～8.5	5 以下	15 以下	5 以上	―
Ｃ	6.0～8.5	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	―

【土壌環境】

資料５．土壌汚染に係る環境基準

項　　目		環　境　基　準　値
1	カドミウム	検液１Ｌにつき 0.003 mg以下であり、かつ、農用地においては、米１kgにつき 0.4 mg以下
2	全シアン	検液中に検出されないこと
3	有機リン	検液中に検出されないこと
4	鉛	検液１Ｌにつき 0.01 mg以下
5	六価クロム	検液１Ｌにつき 0.05 mg以下
6	砒素	検液１Ｌにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌１kgにつき 15 mg未満
7	総水銀	検液１Ｌにつき 0.0005 mg以下
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
9	PCB	検液中に検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）において、土壌１kgにつき 125 mg未満
11	ジクロロメタン	検液１Ｌにつき 0.02 mg以下
12	四塩化炭素	検液１Ｌにつき 0.002 mg以下
13	クロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.002 mg以下
14	1,2-ジクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.004 mg以下
15	1,1-ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.1 mg以下
16	1,2-ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.04 mg以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液１Ｌにつき１mg以下
18	1.1.2 トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.006 mg以下
19	トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01 mg以下
20	テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01 mg以下
21	1,3-ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき 0.002 mg以下
22	チウラム	検液１Ｌにつき 0.006 mg以下
23	シマジン	検液１Ｌにつき 0.003 mg以下
24	チオベンカルブ	検液１Ｌにつき 0.02 mg以下
25	ベンゼン	検液１Ｌにつき 0.01 mg以下
26	セレン	検液１Ｌにつき 0.01 mg以下
27	ふっ素	検液１Ｌにつき 0.8 mg以下
28	ほう素	検液１Ｌにつき 1 mg以下
29	1.4-ジオキサン	検液１Ｌにつき 0.05 mg以下

【騒音・振動】

資料６．都市計画用途地域と騒音・振動の規制区域及び環境基準の類型

<table>
<tr><th>都市計画法に基づく用途地域</th><th>騒音の規制区域</th><th>振動の規制区域</th><th>環境基準の類型</th></tr>
<tr><td>第１種低層住居専用地域</td><td rowspan="2">第１種区域</td><td rowspan="7">第１種区域</td><td rowspan="4">A</td></tr>
<tr><td>第２種低層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>第１種中高層住居専用地域</td><td rowspan="5">第２種区域</td></tr>
<tr><td>第２種中高層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>第１種住居地域</td><td rowspan="3">B</td></tr>
<tr><td>第２種住居地域</td></tr>
<tr><td>準住居地域</td></tr>
<tr><td>近隣商業地域</td><td rowspan="3">第３種区域</td><td rowspan="4">第２種区域</td><td rowspan="4">C</td></tr>
<tr><td>商業地域</td></tr>
<tr><td>準工業地域</td></tr>
<tr><td>工業地域</td><td rowspan="2">第４種区域</td></tr>
<tr><td>工業専用地域</td></tr>
</table>

資料７．騒音に係る環境基準

環境基準（一般地域）

＜７－１＞

<table>
<tr><th colspan="2">類型</th><th>昼間
午前6時～午後10時</th><th>夜間
午後10時～午前6時</th></tr>
<tr><td>A</td><td>騒音規制法の第1種及び第2種区域（第1種及び第2種中高層住居専用地域）</td><td rowspan="2">55ｄＢ以下</td><td rowspan="2">45ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>B</td><td>騒音規制法の第2種区域のうちＡ類型に該当しない地域</td></tr>
<tr><td>C</td><td>騒音規制法の第3種区域及び第4種区域</td><td>60ｄＢ以下</td><td>50ｄＢ以下</td></tr>
</table>

環境基準（道路に面する地域）

＜７－２＞

<table>
<tr><th>類型</th><th>昼間
午前6時～午後10時</th><th>夜間
午後10時～午前6時</th></tr>
<tr><td>Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>60ｄＢ以下</td><td>55ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td rowspan="2">65ｄＢ以下</td><td rowspan="2">60ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>Ｃ地域のうち車線を有する道路に面する地域</td></tr>
<tr><td>幹線交通を担う道路に近接する区域</td><td>70ｄＢ以下</td><td>65ｄＢ以下</td></tr>
</table>

※車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

資料８．騒音・振動に係る要請限度

自動車騒音の要請限度

＜８－１＞

類型	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
Ａ地域及びＢ地域のうち1車線を有する道路に面する地域	65ｄＢ	55ｄＢ
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70ｄＢ	65ｄＢ
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	75ｄＢ	70ｄＢ
幹線交通を担う道路に近接する区域	75ｄＢ	70ｄＢ

※車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

道路交通振動の要請限度

＜８－２＞

区分	昼間 午前８時～午後７時	夜間 午後７時～午前８時
第１種区域 （騒音規制法の第１種区域及び第２種区域）	６５ｄＢ以下	６０ｄＢ以下
第２種区域 （騒音規制法の第３種区域及び第４種区域）	７０ｄＢ以下	６５ｄＢ以下

資料９．騒音・振動に係る特定施設

騒音規制法に係る特定施設

特定施設の種類			規模
1. 金属加工機械			
	イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5ｋW以上のものに限る。
	ロ	製管機械	
	ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75ｋW以上のものに限る。
	ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ	機械プレス	呼び加圧能力が 294ｋN以上のものに限る。
	ヘ	せん断機	原動機の定格出力が 3.75ｋW以上のものに限る。
	ト	鍛造機	
	チ	ワイヤーフォーミングマシン	
	リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
	ヌ	タンブラー	
	ル	切断機	砥石（といし）を用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機			原動機の定格出力が 7.5ｋW以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機			原動機の定格出力が 7.5ｋW以上のものに限る。
4. 織機			原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械			
	イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 ㎥以上のものに限る。
	ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200ｋｇ以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機			ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5ｋW以上のものに限る。
7. 木材加工機械			
	イ	ドラムバーカー	
	ロ	チッパー	原動機の定格出力が 2.25ｋW以上のものに限る。
	ハ	砕木機	
	ニ	帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15ｋW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25ｋW以上のものに限る。
	ホ	丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15ｋW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25ｋW以上のものに限る。
	ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25ｋW以上のものに限る。
8. 抄紙機			
9. 印刷機械			原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形機			
11. 鋳型造型機			ジョルト式のものに限る。

振動規制法に係る特定施設

特　定　施　設　の　種　類			規　　模
1.　金属加工機械			
	イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ	機械プレス	
	ハ	せん断機	原動機の定格出力が１ｋＷ以上のものに限る。
	ニ	鍛造機	
	ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5ｋＷ以上のものに限る。
2.　圧縮機			原動機の定格出力が 7.5ｋＷ以上のものに限る。
3.　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機			原動機の定格出力が 7.5ｋＷ以上のものに限る。
4.　織機			原動機を用いるものに限る。
5.　コンクリートブロックマシン			原動機の定格出力の合計が 2.95ｋＷ以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10ｋＷ以上のものに限る。
6.　木材加工機械			
	イ	ドラムバーカー	
	ロ	チッパー	原動機の定格出力が 2.2ｋＷ以上のものに限る。
7.　印刷機械			原動機の定格出力が 2.2ｋＷ以上のものに限る。
8.　ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30ｋＷ以上のものに限る。
9.　合成樹脂用射出成形機			
10.　鋳型造型機			ジョルト式のものに限る。

岐阜県公害防止条例に係る特定施設

＜９－３＞

特　定　施　設　の　種　類		規　　模
1	金属加工機械研磨機	原動機の定格出力の合計が 15ｋW以上であること。
2	空気圧縮機及び送風機	製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が 10ｋW以上であること。
3	窯業焼成炉用バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算の１時間当たり 501 以上であること。
4	繊維機械 　撚糸機	原動機を用いるものに限る。
5	紙工機械（コルゲーテングマシンに限る。）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
6	合成樹脂用粉砕機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
7	高速切断機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
8	走行クレーン	
9	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kW 以上であること。
10	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
11	タイル成型用プレス	
備考：次に掲げる施設を除く。		
1. 鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置する施設		
2. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 7 項に規定する電気工作物		
3. ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定するガス工作物		

資料 10．騒音・振動に係る特定工場等の規制基準

特定工場等に係る騒音の規制基準

＜10－１＞

区分	昼間 午前８時～午後７時	朝・夕 午前６時～午前８時 午後７時～午後１１時	夜間 午後１１時～午前６時
第１種区域 （住居専用地域など）	５０ｄＢ以下	４５ｄＢ以下	４０ｄＢ以下
第２種区域 （住居地域など）	６０ｄＢ以下	５０ｄＢ以下	４５ｄＢ以下
第３種区域 （商業・準工業地域）	６５ｄＢ以下	６０ｄＢ以下	５０ｄＢ以下
第４種区域 （工業地域）	７０ｄＢ以下	６５ｄＢ以下	６０ｄＢ以下

特定工場等に係る振動の規制基準

＜10－２＞

区分	昼間 午前８時～午後７時	夜間 午後７時～午前８時
第１種区域 （騒音規制法の第１種区域及び第２種区域）	６０ｄＢ以下	５５ｄＢ以下
第２種区域 （騒音規制法の第３種区域及び第４種区域）	６５ｄＢ以下	６０ｄＢ以下

資料 11．騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

特定建設作業に係る騒音の規制基準

＜11－１＞

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第１・２号区域（※１）	①くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） ②びょう打機を使用する作業 ③さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業） ④空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が１５ｋW以上のもの）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） ⑤コンクリートプラント（混練機の混練容量が０．４５㎥以上のもの）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が２００ｋｇ以上のもの）を設けて行う作業（モルタルを製造するために行う作業を除く。） ⑥バックホウ（原動機の定格出力が８０ｋW以上のもの）を使用する作業（※２） ⑦トラクターショベル（原動機の定格出力が７０ｋW以上のもの）を使用する作業（※２） ⑧ブルドーザー（原動機の定格出力が４０ｋW以上のもの）を使用する作業（※２）
基準値	第１・２号区域	８５ｄＢ（敷地境界線）
作業時刻	第１号区域	午後７時から午前７時の時間内でないこと
	第２号区域	午後１０時から午前６時の時間内でないこと
一日当たりの作業時間	第１号区域	１０時間／日を超えないこと
	第２号区域	１４時間／日を超えないこと
作業期間	第１・２号区域	連続６日を超えないこと
作業日	第１・２号区域	日曜日その他の休日ではないこと

※１　第１号区域とは、特定工場などに係る規制の区域区分が第１種から第３種区域と第４種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね８０ｍの区域であり、第２号区域とは、同第４種区域（学校・病院などの施設の敷地おおむね８０ｍの区域を除く。）である。
※２　低騒音型建設機械を除く。

特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第１・２号区域（※１）	①くい打機（もんけん及び圧入式を除く。）、くい抜機（圧入式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業 ②鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 ③舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業） ④ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業に限る。）
基準値	第１・２号区域	７５ｄＢ（敷地境界線）
作業時刻	第１号区域	午後７時から午前７時の時間内でないこと
	第２号区域	午後１０時から午前６時の時間内でないこと
一日当たりの作業時間	第１号区域	１０時間／日を超えないこと
	第２号区域	１４時間／日を超えないこと
作業期間	第１・２号区域	連続６日を超えないこと
作業日	第１・２号区域	日曜日その他の休日ではないこと

※１　第１号区域とは、特定工場などに係る規制の区域区分が第１種から第３種区域と第４種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね８０ｍの区域であり、第２号区域とは、同第４種区域（学校・病院などの施設の敷地おおむね８０ｍの区域を除く。）である。

【悪臭】

資料12．悪臭物質の規制基準　（単位：ｐｐｍ）

特定悪臭物質	規制基準値	においの特徴
アンモニア	１	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	０．００２	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	０．０２	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	０．０１	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	０．００９	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	０．００５	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	０．０５	刺激的な青ぐさいにおい
スチレン	０．４	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	０．０３	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	０．００２	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	０．０００９	むれたくつ下のにおい
イソ吉草酸	０．００１	むれたくつ下のにおい
プロピオンアルデヒド	０．０５	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	０．００９	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	０．０２	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	０．００９	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	０．００３	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	０．９	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	３	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	１	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	１０	ガソリンのようなにおい
キシレン	１	ガソリンのようなにおい

【ダイオキシン類】

資料 13. ダイオキシン類排出基準＜大気＞

施設の種類		新施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm^3)	既設施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm^3)
焼　結　炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5 ㎡以上又は焼却能力 50kg/h 以上）	4t/h 以上	0.1	1
	2～4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10

※瑞浪市クリーンセンターの排出基準は、１号炉排ガス、２号炉排ガスが廃棄物焼却炉 2～4t/h の既設施設に該当します。

資料 14. ダイオキシン類排出基準＜ばいじん・燃え殻＞

ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻　　3ng-TEQ/g-dry

※「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」より

【単位】

資料 15. 単位とその意味

単　　位	意　　味
ｐｐｍ（ピー・ピー・エム）	１００万分の１。
ｐｐｂ（ピー・ピー・ビー）	１０億分の１。
μｍ（マイクロ・メートル）	１００万分の１メートル。
μｇ（マイクロ・グラム）	１００万分の１グラム。
ｎｇ（ナノ・グラム）	１０億分の１グラム。
ｐｇ（ピコ・グラム）	１兆分の１グラム。
ＭＰＮ/１００ml（エム・ピー・エヌ・パー・１００ミリ・リットル）	ＭＰＮ＝最確数、ｍｏｓｔ　ｐｏｓｓｉｂｌｅ　ｎｕｍｂｅｒの略。 測定結果を元に、統計的に導き出した検水１００ml 中の大腸菌群数。
ＴＥＱ（ティー・イー・キュー）	毒性等量。毒性の強さを加味したダイオキシン量。
Ｎ㎥（ノルマル立方メートル）	０℃、１気圧の状態に換算した気体の体積。
ｄＢ（デシベル）	音圧レベルのことをいい、基準音圧（耳が健常な若い人が聞き取れる最小とされる音の音圧）に対して、何倍の音圧があるかを表す単位。